

霧島市組織機構再編計画

(第2次／改定版)

平成26年10月

霧島市

《 目 次 》

I	組織機構再編の背景等	1
II	組織機構の現状とこれまでの主な取組	2
III	計画期間	4
IV	平成30年4月1日の組織等(目標)	4
V	基本方針	6
VI	具体的な方策	7
	1 市民サービスを視点とした組織	7
	2 簡素で効率的な組織	7
	3 政策目標を実現するための組織	8
VII	組織機構再編の進め方	8

I 組織機構再編の背景等

霧島市は平成 17 年 11 月 7 日に 1 市 6 町が合併して誕生しました。

高度化・多様化する行政ニーズや少子高齢化の進行などの社会情勢の変化、国・県を通じた厳しい財政状況の中で、基礎自治体である市町村にはこれまで以上に効果的で効率的な行政経営が求められていることから、本市では、平成 23 年 3 月に『霧島市行政改革大綱（第 2 次）』を策定し、行政課題の解決に向けた様々な取組を行ってきました。

また、同月に『霧島市定員適正化計画（第 2 次）』、『霧島市組織機構再編計画（第 2 次）』を策定し、限られた人材の有効活用を図り、本市の政策課題に迅速に対応できる組織・機構の構築についても積極的に取り組んできました。

しかしながら、今後も増大する行政需要への確に対応していくためには、なお一層の組織体制の充実強化を図っていく必要があり、一方、地方交付税の減少や市税等の収入の伸び悩み等、今後も厳しい財政運営が予想される中にあることは、継続的に職員数の削減にも取り組まなければならない現状にもあります。

今回、限られた職員数で、住民サービスの低下を招くことなく、迅速かつ柔軟に政策目標を実現するための組織機構の構築が必要であることから、5 年間を計画期間としていたこれまでの「霧島市行政改革大綱（第 2 次）」の基本方針を継承しつつ現状に即した見直しを行うとともに、第一次霧島市総合計画の計画期間（平成 20 年度～平成 29 年度）と整合を図るため、計画期間を平成 29 年度まで 2 年間延長した『霧島市組織機構再編計画（第 2 次／改定版）』により、平成 30 年 4 月 1 日の組織等の目標を示し、効果的・効率的な組織構築を図るものです。

Ⅱ 組織機構の現状とこれまでの主な取組

1 現状

本市は、平成17年11月7日に12部6総合支所117課15室326係でスタートしました。これまで、計画に基づき組織再編を進め、平成26年4月1日には12部5総合支所85課17室192グループ等となっています。

表1 組織数

	平成17年11月7日				平成26年4月1日			
	部	課	室・分室 支所	係	部	課	室・分室 支所	グループ等
本 庁	12	62	9	152	12	65	17	154
総合支所	6	55	6	174	5	20	0	38
合 計	18	117	15	326	17	85	17	192

表2 本庁の組織数

0			平成17年11月7日				平成26年4月1日				
			部	課	室・分室 支所	係	部	課	室・分室 支所	グループ等	
本庁	市長部局	総務部	1	8	1	17	1	8	1	17	
		企画部	1	3		9	1	4		8	
		生活環境部	1	3		10	1	6		15	
		保健福祉部	1	11	1	22	1	9	8	20	
		農林水産部	1	3		7	1	4		9	
		商工観光部	1	3		6	1	3	1	5	
		建設部	1	6	1	18	1	8		21	
		工事監査部	1	2		2					
	小計			8	39	3	91	7	42	10	95
		消防	消防局	1	6		26	1	6		28
		会計	会計管理部		1	6	9	1	1		2
		水道	水道部	1	2		4	1	2		4
		議会	議会事務局	1	1		3	1	1		3
		教育委員会	教育部	1	9		13	1	9	7	18
	選管			1		2		1		1	
	監査			1		2		1		1	
	農業委員会			1		2		1		2	
	公平委員会			1				1			
本庁計			12	62	9	152	12	65	17	154	

表3 総合支所の組織数

		平成 17 年 11 月 7 日				平成 26 年 4 月 1 日			
		部	課	室・分室 支所	係	部	課	室・分室 支所	グループ 等
溝 辺	市 長 部 局	1	6		22	1	3		5
	水 道			1	2				
	教 育 委 員 会		2		6		1		2
溝辺総合支所 計		1	8	1	30	1	4		7
横 川	市 長 部 局	1	7		20	1	3		5
	水 道			1	2				
	教 育 委 員 会		2		5		1		1
横川総合支所 計		1	9	1	27	1	4		6
牧 園	市 長 部 局	1	6		21	1	3		5
	水 道			1	2				
	教 育 委 員 会		2		7		1		2
牧園総合支所 計		1	8	1	30	1	4		7
霧 島	市 長 部 局	1	6		19	1	3		6
	水 道			1	2				
	教 育 委 員 会		2		6		1		2
霧島総合支所 計		1	8	1	27	1	4		8
隼 人	市 長 部 局	1	9		25				
	水 道								
	教 育 委 員 会		3	1	5				
隼人総合支所 計		1	12	1	30				
福 山	市 長 部 局	1	7		20	1	3		7
	水 道			1	2				
	教 育 委 員 会		3		8		1		3
福山総合支所 計		1	10	1	30	1	4		10
合 計		6	55	6	174	5	20		38

2 これまでの主な取組

- 会計管理部の設置 (H18. 4. 1)
- 政策担当部署の設置 (H18. 4. 1)
- グループ制の導入 (H19. 4. 1～順次)
- 水道部の支所の統合 (H19. 7. 1)
- 霧島市市民サービスセンターの開設 (H19. 7. 6)
- 隼人総合支所の廃止及び本庁の分庁 (H20. 1. 1)
- 福山総合支所の移転 (H23. 1. 1)
- 水道部牧園支所の廃止 (H25. 3. 1)
- 総務部と工事監査部の統合 (H25. 4. 1) 等

Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日までとします。

Ⅳ 平成 30 年 4 月 1 日の組織等（目標）

本市では、これまで『霧島市組織機構再編計画（第 2 次）』を基軸に、組織としての規模適正化や機能充実等に取り組み、一方、職員数については、『霧島市定員適正化計画（第 2 次）』における計画数以上の削減成果をあげてきました。しかしながら、合併 10 年後からの普通交付税の特例措置の段階的な削減を控え、大幅な歳入減少が予想されており、行政運営を維持していくためには、大きな歳出割合を占める人件費の縮減は必須であり、今後職員数削減へ取り組んでいかなければならない現状にあります。

そういった中で、今後、限られた職員でより効果的・効率的な行政運営を行っていくためには、抜本的な組織再編が必要であり、事務所の形態についても、これまでの「総合支所・分庁方式」から「本庁方式」へと移行する必要があります。

したがって、現在の総合支所の業務は、各々の地域の実情と地域住民の利便性に配慮しながらも段階的に本庁への集約を進め、生活に身近な部分のサービス提供窓口を有する出張所へと移行していくこととし、一方、本庁は、国分庁舎の増築による効率的な業務遂行のための執務スペースの確保を図りながら、隼人庁舎の本庁機能を国分庁舎に集約し、市全体を一体的に見た政策展開を担う組織として、その機能をさらに高めていくこととします。

<本庁>

- 本庁を国分庁舎とします。
- 市民活動関連業務を一体的に行うため、生活環境部を市民環境部とし、市民運動、共生協働、スポーツ、芸術文化などの業務を集約します。
- 上・下水道の効率的な事業運営を行うため、建設部下水道課を水道部へ統合し、上下水道部とします。

<総合支所等>

- 総合支所及び本庁隼人庁舎は、旧自治体の地域割りで、市民生活に直結した窓口業務を中心に行う出張所へと移行します。

H23. 4. 1 現在



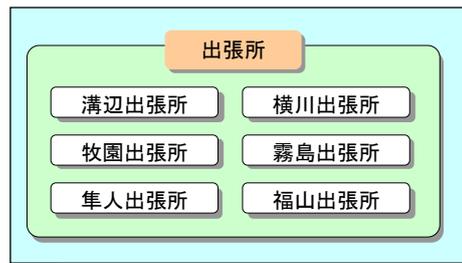
H30. 4. 1 のイメージ



総合支所



出張所



V 基本方針

目標達成のため、次の基本方針に基づき実施することとします。

<基本方針>

1 市民サービスを視点とした組織

組織再編に当たっては、市民サービスの維持・向上に十分配慮しながら組織再編を進め、利便性の高い窓口体制を整備します。

2 簡素で効率的な組織

限られた人材で効率的な行政改革を推進するため、迅速な意思決定、事務処理が可能な、合理的な組織の構築に努めます。

3 政策目標を実現するための組織

地方分権が進む中、住民に身近な基礎自治体として、主体的かつ政策的に事業を展開していくため、部門ごとの専門性の充実と政策形成能力の向上に努め、総合的な政策目標を実現するための組織を形成します。

4 スクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式の原則

本庁及び総合支所や出先機関等を問わず、新たな部署が必要となる際には原則として設置する部署の数だけ廃止するなどスクラップ・アンド・ビルドに努め、また、存続期限を定めるサンセット方式を導入するなど、行政組織を肥大化させないこととします。

5 他の計画等との整合性

本計画は、『霧島市行政改革大綱（第2次／改定版）』、『霧島市集中改革プラン（第2次／改定版）』をはじめ、『霧島市定員適正化計画（第2次／改定版）』、『霧島市人材育成計画（第2次）』、『霧島市経営健全化計画（第2次／改定版）』等との整合性を保つこととします。

VI 具体的な方策

1 市民サービスを視点とした組織

(1) 窓口業務のサービス向上

合併以降、本庁舎における窓口対応件数は増加してきており、更に、業務の増大や集約等に伴い、特に1階部分は限られたスペースに多くの窓口業務が集積していることから、煩雑な窓口環境にあります。このため、国分庁舎を増築し、窓口スペースの拡大を図るとともに、一体的な手続き・届出が行える利便性の高い窓口体制を整備します。

(2) 災害時等への対応

市民の生命、身体及び財産を自然災害等から守るために、総合的な視点から防災の指揮命令系統の明確化、災害時の応急対策等を確立するなど、危機管理体制の再構築を行います。

非常時における迅速かつ効果的な初動体制の確立と、速やかな復旧のための技師等の柔軟な体制作りを進めます。

2 簡素で効率的な組織

(1) 部課等の設置・統廃合

スクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式の原則に基づきながら、部、課、グループなどの機構のあり方について不断に見直しを行います。

(2) 事務事業の整理・統合・廃止

行政評価を活用して、すべての事務事業について、「目的妥当性」「有効性」「効率性」「公平性」の各観点から、あり方や手段の見直しを行います。事務事業の目的を再確認し、改善余地を探るとともに、事務事業の整理・統合・廃止を積極的に進めます。

また、公共施設等のあり方についても、その機能を整理し、類似施設の統合など方針を定め、計画的に取り組むを行います。

(3) 事務処理方法の改善

限られた人材・財源を有効に活用して最大の効果を生み出すためには、仕事の進め方についても見直す必要があります。これまでの既成概念を見直し、無駄・無理・ムラがないか徹底的に調査して改善することにより事務の効率化を進めます。

(4) 民間委託等の推進

市が行っている事務事業で民間の専門性や効率性が発揮され、市民サービスの向上、経費の縮減、行政運営の効率化が図られるものについては、積極的に民間委託等を推進します。

特に、保育園及び老人ホームについては、霧島市保健福祉施設民営化実施計画（以下「民営化計画」という。）により民営化を進め、霧島市水道事業や各種窓口業務については、民間委託を検討し、組織のスリム化を図ります。なお、民営化計画の推進に当たっては、サービスの維持・向上及び保護者や家族等の多様なニーズに配慮します。

3 政策目標を実現するための組織

(1) 政策を担当する部署の充実

総合計画の政策・施策を着実に推進していくために、政策・施策をマネジメントする政策担当部署の機能充実を図り、総合計画の進行管理、行政評価、予算編成が連動した行政経営を進めます。また、総合計画の施策体系に基づいた枠配分方式の予算編成に対応するために、部や施策の予算調整も行うこととします。

(2) 職員の能力向上

今後も職員数の削減を推し進めていく中で、質の高い住民サービスを維持していくために、各種の研修等、『霧島市人材育成計画（第2次）』に基づいた取組を行い、職員個々の能力向上を図るとともに、職員の資質の向上に努め、限られた人材でより質の高い行政サービスを提供できるような体制の構築に努めます。

VII 組織機構再編の進め方

組織機構の再編に当たっては、霧島市行政経営会議に諮り進めていくものとします。